

介護に外国人 活用へ加速

介護現場での外国人活用に向けた動きが県内でも進みつつある。特別養護老人ホームなどへの外国人技能実習生の受け入れ準備が行われているほか、介護福祉士養成校を卒業した外国人の県内就労例も始まった。いずれも昨年から可能になった外国人受け入れの手法で、介護現場の人手不足を受け、両ルートでの人材採用が加速しそうだ。

介護現場に外国人を受け入れる主なルート

| | |
|-----------------|--|
| 技能実習制度 | 途上国への技術移転が目的。在留期間 は最長5年 |
| 在留資格 「介護」 | 日本の養成校を卒業し、介護福祉士の 資格を取得した外国人が対象。在留期 間は最長5年で更新可 |
| 経済連携協定 (EPA) | 経済活動の連携強化を目的に、インド ネシア、フィリピン、ベトナムから受け 入れ。県内では18年度31人が就労 |

技能実習生に実習先をあっせんする監理団体「はつぴねす事業協同組合」(さいたま市)は、来年3月にベトナムから11人の受け入れを旨指し、すでに県内外での実習先も確保している。来年7月にも10〜20人を受け入れ、1年間でベトナム、フィリピン両国から100人程度の入国を旨指すという。

国内での外国人の就労は、医師など専門性のある職種に限られ、介護現場ではこれまで経済連携協定

技能実習生 ■ 資格取得者

人手不足の解消期待

外国人技能実習生 働きながら技術を学ぶため、日本に滞在している外国人。途上国への技術移転を目的に1993年に制度が創設され、対象職種は農漁業、建設、食品製造など77に上る。2017年11月に施行された技能実習適正実施・実習生保護法で、介護も職種に加わった。

場への技能実習生の受け入れが可能になった。介護職種を対象とする監理団体は県内に7団体(8月31日現在)あり、複数の団体が手を配を進めている。

来年度以降、ベトナムから年間40人程度の入国を目指す「彩の国医療・福祉連携事業協同組合」(鳩山町)の馬場真美子代表は「人手が足りず、実習生を受け入れたい施設は多い」と語る。厚生労働省の推計によると、2025年度に県内で必要になる介護職員数は11万5875人に上る一方、実際の職員数は9万9851人の見込み。大幅な人手不足に陥る見通しで、外国人材への期待が高まっている。

昨年から可能になったもう一つの外国人材活用手法が、介護福祉士有資格者の採用だ。同年9月に施行された改正出入国管理・難民認定法で、新たに在留資格「介護」が創設され、国内

の養成校を卒業後に資格取得した外国人の就労が認められた。県社会福祉課によると、県内にある専門学校などの養成校は11校で、16年度に7人だった外国人入学生は、17年度39人、18年度50人と急増している。今年3月の卒業生からは、6人が県内施設へ就職したという。今年度、33人の外国人が入学した関東福祉専門学校(鴻巣市)の尾島朱美校長は「介護分野で日本は先進国。日本で勉強して帰国後に施設作りや後進の教育をしたいと考えている外国人は多い」と話す。公益財団法人「介護労働安定センター」の17年度のサンプル調査では、外国人の活用を予定していると回答した県内事業所は18.1%だった。県高齢者福祉課は「介護現場への外国人流入は確実に増加する。県としても関わり方を検討したい」としている。

(EPA)の枠組みでの受け入れなどに限定されていたが、昨年11月から介護現